インターネット上の誹謗中傷対策と侮辱罪について
－憲法・情報法の観点から

法務省侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会
第2回（2025/10/17）
東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍戸　常寿

東京大学
大学院法学政治学研究科・法学部
GRADUATE SCHOOLS FOR LAW AND POLITICS
FACULTY OF LAW
THE UNIVERSITY OF TOKYO

概要

- はじめに
- 表現の自由と「誹謗中傷」の関係
- インターネット上の誹謗中傷対策の現状
- インターネット上の誹謗中傷対策のあり方

はじめに

- マスコミ倫理懇談会全国協議会法とメディア客員研究員（2007年～）、ネット空間における倫理研究会顧問（2019～）
- 朝日新聞社報道と人権委員会委員（2018～22）、メディアと倫理委員会委員（2022～）
- 総務省プラットフォームサービス研究会座長（2018～24）、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会座長（2024～）
- 一般社団法人セーファーインターネット協会権利侵害投稿等の対応に関する検討会委員長（2020～21）
- インターネットホットラインセンター運用ガイドライン協議会メンバー（2021～）
- 公益社団法人商事法務研究会インターネット上の誹謗中傷を巡る法的問題に関する有識者検討会座長（2021～22）

表現の自由と「誹謗中傷」の関係

- 表現の自由の「優越的地位」と人格権としての名誉の保護
  - →両者との調整という観点から名誉毀損罪・侮辱罪の検討が必要
- いわゆる「低価値表現」
  - 刑法で伝統的に処罰の対象とされてきたようなわいせつや名誉毀損などの表現には憲法上の保護が及ばない

⇔表現の自由の民主主義社会における意義に対する理解が深まった今日では、憲法上保護に値する表現が規制の対象とされてしまう可能性がある
＝法律及びその解釈において規制の対象とする表現の中にも憲法上保護に値する表現が含まれている可能性がある

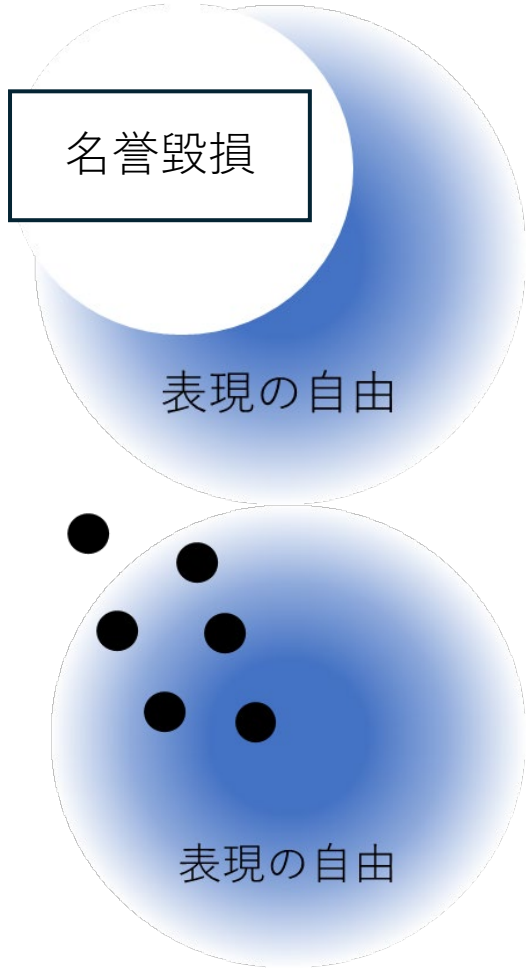

表現の自由と「誹謗中傷」の関係

- 表現を規制する法律の適用に当たって個別の表現行為に即してそれにより失われる利益と表現の利益とを比較衡量する方法
  - 個別の事案の解決における実質的妥当性を確保、法適用者の判断の適正に依存、表現者等に対する行動の指針を十分に確保できないおそれ
- 表現の自由と表現を規制する法律の法益とを抽象的に比較衡量して表現を規制する法律の概念の定義ないし解釈を明確化した上で個別の表現行為にそれを適用する方法
  - 法適用の予測可能性の担保、個別的比較衡量の上で保護されるべき表現を過不足なく定義ないし解釈の段階で画定することは困難

表現の自由と「誹謗中傷」の関係

- 名誉毀損に関する刑法230条の2（真実性の証明）、誤信相当性の法理
- 民事における意見論評型の名誉毀損における公正な論評の法理
  - 表現者の予測可能性をある程度担保しつつ、具体的事案の解決における実質的な妥当性を確保する手法
  - メディアによる名誉毀損をめぐる民事訴訟
    1. 事実摘示型の名誉毀損か意見論評型の名誉毀損か
    2. 意見論評型である場合には、前提事実とは何か
    3. 真実性の証明
    4. 真実性の証明に奏功しない場合には、確実な資料・根拠が提示できるか（当該記事により損なわれる社会的評価の内容・性質・程度に相応した程度の裏付け取材がなされたと評価できるかどうか）

インターネット上の誹謗中傷対策の現状

- 侮辱罪の法定刑の引上げは適切
- その他の取組
  - 公益社団法人商事法務研究会インターネット上の誹謗中傷を巡る法的問題に関する有識者検討会：人権救済としての削除要請の実効性の向上を高める前提として、民事裁判例の検討等をはじめとする法的問題の整理
  - 総務省インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ
  - プロバイダ責任制限法の改正：発信者情報開示命令制度の見直し
  - 情報流通プラットフォーム対処法：大規模プラットフォーム事業者の削除対応の迅速化・削除基準の策定等の透明化→違法情報ガイドラインの策定
  - 情報流通プラットフォーム対処法関係ガイドラインの改定
  - 一般社団法人セーファーインターネット協会による誹謗中傷ホットラインの運用

商事法務研究会インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ

1　インターネット上の投稿等の削除の判断基準
2　ＳＮＳ等における「なりすまし」
3　インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
4　個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
5　削除の範囲
6　集団に対するヘイトスピーチ
7　同和地区に関する識別情報の摘示
8　その他の論点

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要及び進捗状況 0

○ 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年９月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

①「インターネットトラブル事例集（2020年版）追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】

②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】

③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」（主催：総務省・法務省人権擁護局・（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構）の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】

②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】

③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】

④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】

②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立】

③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立】

④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】

②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】

③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000755959.pdf

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」**と発信者の**「表現の自由」**という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化

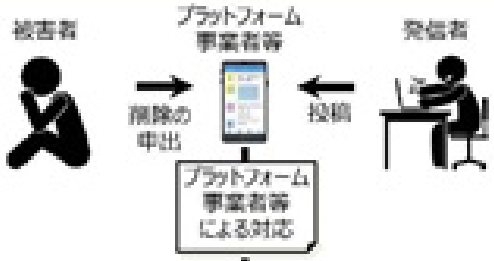

被害者に対する責任

第３条第1項

①権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
②これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は免責

発信者に対する責任

第３条第２項

①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
②発信者に削除に同意するか照会したが７日以内に反論がないとき

は免責

②発信者情報の開示

- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定（第５条）
- 元来２回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続（非訟事件手続）を規定（第８条～）

③大規模なプラットフォーム事業者等の義務

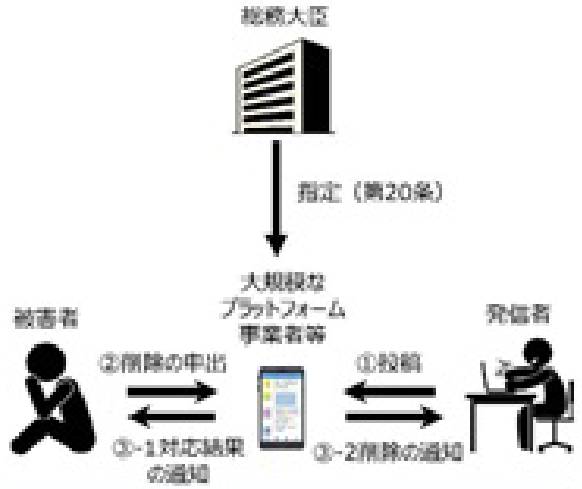

削除対応の迅速化

- 削除申出窓口の整備・公表（第22条）
- 削除申出への対応体制の整備（第24条）
- 削除申出に対する判断・通知（第25条）

運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（第26条）
- 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- 運用状況の公表（第28条）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

違法情報ガイドライン（抄）

１．他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合

以下においては、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利・利益を侵害する場合を対象とすることとし、対象となる権利・利益を例示列挙する。

１－１．対象となる権利・利益

１－１－１．名誉権

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価（すなわち、名誉）を低下させる行為は、名誉毀損となる（最判平成９年５月 27 日民集 51巻５号 2024 頁参照）。そして、ある表現が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものとされており（最判昭和 31 年７月 20 日民集 10 巻８号 1059 頁参照）、これはインターネット上のウェブサイトにおいても同様とされている（最判平成 24 年３月 23 日集民 240 号 149頁参照）。

その上で、その「人」の社会的評価を低下させるものであるというためには、上述の基準に照らして、対象となる個人が同定されていることを要する。そして、特定人の氏名をそのまま表記していれば、対象となる個人が同定されているといえる。もっとも、特定人の氏名をそのまま表記していなくとも、他の事情を総合すれば、誰を示しているか推知され、対象となる個人が同定される場合もある。

ただし、①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が真実であると証明された場合には、名誉毀損は成立しない。また、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、名誉毀損は成立しない（最判昭和 41 年６月 23 日民集20 巻５号 1118 頁参照）。

１－１－２．名誉感情

侮辱的な表現を含む表現行為について、文言それ自体の侮辱性の程度、根拠が示されていない単なる意見ないし感想、投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数、投稿数、投稿の経緯、表現の具体性・意味内容の明確性等を踏まえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、名誉感情侵害が成立する（最判平成 22 年４月 13 日民集 64 巻３号 758 頁参照）。

違法情報ガイドライン（抄）

１－１－２．名誉感情

● 最判平成 22 年４月 13 日民集 64 巻３号 758 頁

「本件書き込みは、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「気違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「気違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001032102.pdf

インターネット上の誹謗中傷対策のあり方

- 侮辱罪の「機能」
  - 罰則の適用はもともと悪質性の高い事案に限られる
  - 刑事司法の外側の世界における機能：投稿者による投稿、通信事業者による削除等の行為規範
- 侮辱罪の法定刑の引上げ及びインターネット上の誹謗中傷での法執行の事例の増加
  →通信事業者において削除等を行う正当性とインセンティヴを与え、インターネット上の誹謗中傷の抑止に資する
- 他方、どのような表現が処罰されるかどうかの明確化と、処罰範囲の適正が、インターネット利用者の表現の自由の観点から求められる
- 総合的なインターネット上の誹謗中傷対策における侮辱罪の位置付け
  - 刑事的な取組は、適用範囲の限定性や執行コストから行政・民事上の取組を前提にする
  - 報告したような行政・民事上の取組を、刑事的な取組は後押しする
  - 刑事・行政上・民事上の取組とその相互作用の不断の検討が必要

ご清聴ありがとうございました。